

追試験についてのよくある質問

追試については、自身の所属類卒業要件をよく理解し、法学部規則第12条（p190）及び法学部規則第12条第1項に定める追試の実施時期、対象及び追試験による取得単位の卒業認定に係る取り扱いについて（p200）を参照の上、自身の定期試験の成績結果をふまえて、受験の可否を判断する必要があります。

履修計画を立てるにあたり不安がある場合は、学部チーム窓口までお問い合わせください。

- **3年生は対象とはなりません。**4年生の直近卒業月に卒業を希望している方が対象となります。（但し、9月追試は、9月卒業希望者の他に3月卒業希望者も受験できる可能性があります）

- 「この科目は追試実施予定ですか？」という質問もよくありますが、追試対象科目かどうかは、希望者の卒業要件や、科目修得状況により変わります。以下の Q&A を参考にしてください。なお、非常勤講師の先生が担当された科目は希望者の状況にかかわらず、追試対象科目外となりますので注意してください。受講科目の担当教員が非常勤講師かどうかは、2020年度法学部便覧（P.249～）を参照してください。

- 追試対象科目となる「選択必修科目」については特に注意してください。各類の卒業要件には、「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」（新1類はこれに「外国語科目」）があります。（法学部規則第10条）
「選択必修科目」については、それぞれの分野に分かれ「○単位以上」の修得が要件となっています。

「○単位以上」の単位を修得済みの場合、すでに選択必修科目の要件は満たしたものであり、それ以上の単位については、別表（p193～）で選択必修科目に分類されている科目であっても、「選択科目」の扱いとなり、追試対象科目ではなくなります。

卒業単位まであとわずか1科目または2科目不合格の結果となって追試受験を望む場合でも、該当科目が、「選択科目」扱いの場合は、追試対象外となり、留年となってしまいます。卒業前の4年生Aセメスターは既に「選択必修科目」の要件を満たしている人が多いと思いますので、特に注意してください。

- 事故病気等の客観的事由による追試申請について、体調を崩して自宅で療養したため試験場に行けなかった等の申出を事後に受けることがあります。病気を理由とした追試申請をする場合は、事実を客観的に証明する書類（診断書）の提出が追試申請の際に必要になります。事前に学部チームへご相談ください。（事前にご連絡いただいた場合でも診断書の提出は必要になります。）

【新カリキュラム（2017年度以降進学者）適用者向け】

Q. 第1類（法学総合コース）4年生です。選択必修科目（実定法）について、既に12単位修得済みですが、4年のAセメスターに「民法第3部」を履修して不合格となった場合、追試験を受験できますか？

A. 受験できません。選択必修科目に分類されている科目であっても、選択必修科目の修得単位数の要件を既に満たしている場合は、選択科目（必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位）扱いとなりますので、追試を受けることはできません。選択必修科目の各分野で必要単位数を全て満たしている場合、追試対象となるのは、必修科目のみとなります。

Q. 第1類（法学総合コース）4年生です。選択必修科目（実定法）について、既に8単位修得済みですが、4年のSセメスターに「商法第1部」を履修して不合格となった場合、9月追試験を受験できますか？

A. 受験できません。A セメスターに開講される他の選択必修科目（実定法）を履修することで3月卒業が可能ですので、そちらを履修してください。

Q. 第2類（法律プロフェッション・コース）4年生です。選択必修科目（基礎法学）を未だ2単位しか修得していません。4年のAセメスターに「ロシア・旧ソ連法」と「法哲学」を履修して不合格となった場合、追試験を受験できますか？

A. 「法哲学」は受験できますが、「ロシア・旧ソ連法」は受験できません。担当教員が非常勤講師の場合、追試験の対象にはなりません。なお、担当教員が非常勤講師かどうかは、2019年度法学部便覧（P.249～）を参照してください。

Q. 新カリ第3類（政治コース）4年生です。選択必修科目（経済）をまだ何も修得していません。4年のAセメスターに「労働経済Ⅰ」「労働経済Ⅱ」を履修して不合格となった場合、追試験を受験できますか？

A. 受験できません。担当教員が非常勤講師の場合、追試験の対象にはなりません。なお、担当教員が非常勤講師かどうかは、2019年度法学部便覧（P.249～）を参照してください。

Q. キャップ制が適用される学年です。履修登録した科目を受験しなかった場合の成績は、「未受験」ではなく、「不可」になります。受験しなくて不可の成績が付いた科目が必修科目だった場合、追試を受験できますか？

A. できません。法学部規則第12条3(1)に記載のあるとおり、不可の成績で追試受験できるのは「必修科目又は選択必修科目であって、受けた試験に合格することのできなかつた科目」です。受験した結果、不可だった科目に限られます。

【旧カリキュラム（2016年度以前進学者向け）】

Q. 第1類（私法コース）4年生です。選択必修科目は3年生の時に英米法に合格していますが、4年生のSセメスターにドイツ法を履修して不合格になった場合、ドイツ法の追試験を受験できますか？

A. 受験できません。単位が足りなくなったときのために選択必修科目を余分に履修しておいて、追試験を受けることはできません。選択必修科目の修得単位数の要件を既に満たしている場合は、選択科目（必修科目及び選択必修科目の単位と併せて90単位に達するまでの単位）となりますので、追試を受けることはできません。

Q. 第2類（公法コース）4年生です。今までに選択必修科目である国際法第2部、日本政治、行政学、国際政治、経済学基礎、財政学の単位を一つも取っていません。4年生のSセメスターに日本政治を履修して不合格になった場合、日本政治の9月追試験を受験できますか？

A. Aセメスターにも選択必修科目が開講される場合は受験できません。行政学、国際政治、経済学基礎などがAセメスターに開講されるので、そちらを履修してください。

Q. 旧第3類（政治コース）4年生です。今までに選択必修科目である経済学基礎、財政学、金融論の単位を一つも取っていません。4年生のSセメスターに財政学を履修して不合格になった場合、財政学の追試験を受験できますか？ 今年の担当教員は経済学部の先生の方です。

A. 受験できません。担当教員が非常勤講師の場合、追試験の対象にはなりません。なお、担当教員が非常勤講師かどうかは、2019年度法学部便覧（P.249～）を参照してください。